

氏 名	仙 田 久 仁 男 せん だ く に お
学 位 の 種 類	農 学 博 士
学 位 記 番 号	論 農 博 第 783 号
学位授与の日付	昭 和 54 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	自作農制下の地代に関する理論的研究 —過渡的地代論の一深化—

論文調査委員 (主 査) 教 授 頼 平 教 授 上 村 恵 一 教 授 三 好 正 喜

論 文 内 容 の 要 旨

マルクスによって本格的に展開された地代理論は、その解釈をめぐる多くの論争があり、今日においても統一された見解が出されていない。

封建制地代から資本制地代へ移る間に発生するといわれている過渡的地代についても同様である。この地代の本質規定についてはもちろんのこと、その存否そのものまで議論の対象になっているのが実情である。

本論文は、このような学界の現状にかんがみて、過渡的地代の理論を整備することにあてられると同時に、その地代形態が日本での戦後の農地改革を経た農業において典型的に現われているという視点に立つて、そこに働く地代法則を解明しようとしたものである。

本論文は、2編6章から成っている。著者はまず第1編において過渡的地代の理論を解明している。

第1章では、資本論において地代の「過渡形態」として与えられたものを整理し、従来の諸学説を十分に批判検討した後、過渡的地代の本質を提示している。

第2章では、過渡的地代の諸規定をもう一步すすめる分析を行い、とくにマルクスが簡単な素描しか与えていない地代額に関する法則性について考察を深めている。

補章Ⅰでは、過渡的地代を農法と結びつけてとらえようとする相川哲夫の所説を論評し、過渡的地代の成立条件としては、農法まで立ち入る必要がなく、それ独自の土地所有形態が対応していることを明確にすれば十分であると結論づけている。

ついで第2編に入るが、ここでは第1編で解明した地代理論を現実の地代現象に適用することにあてられている。すなわち実際に発生している地代について経済理論を用いて説明するとともに、このことを通じて逆に地代理論の検証を行っている。

まず第3章では、過渡的地代の実現形態を戦後の自作農的土地所有制のもとにおける地代に求め、諸統計がおおむね過渡的地代成立の必要条件をみたしていることを検証している。

第4章では、鳥根県における調査事例を用いて、過渡的地代の量的規定に基づいて算出された理論的地代が、請負小作料の形態をとっている現実地代とほぼ近似していることを確認し、借地農業者のもとで生ずる剰余価値の一部を吸収して成り立つという過渡的地代の本質を実証している。

最後に補章Ⅱでは、過渡的地代の歴史的 성격に関する諸論を批判検討している。

論文審査の結果の要旨

過渡的地代については、わが国でも早くから関心がよせられ、今日においてもひとつの論点をなしている。過渡的地代の本質は何なのか、この地代は封建制地代とも資本制地代とも区別される独自の地代形態といえるかどうか、日本農業ではいつの時代に過渡的地代をみることができるのか、等々が議論の中心である。

著者は本論文において、未だ完成されていない過渡的地代の理論をつくりあげること、およびそれを用いてわが国のいわゆる自作農的土地所有のもとで生じている地代の法則を明らかにすることに成功している。

いま本論文の評価すべき点をあげれば、以下のとおりである。

第1に、封建制地代と資本制地代との間に発生する地代を過渡的地代という独自の範疇として把握すべき論拠を明示している。それは地代形態の区別が土地所有形態の区別によってなされるべきであるという基本視点に立って、封建的でもなく、また資本制的でもない土地所有形態を検出することによって果たされるのである。

具体的には封建的土地所有でも資本制的土地所有でもない、自由な農民的土地所有を基盤に土地の貸借が行われたときに発生する地代が過渡的地代であるとしている。

第2に、過渡的地代の法則を明らかにし、とくにその量的規定を行っている。地代が剰余価値から成るということは自明であるが、理論的にそれが剰余価値のどの大きさを吸収するかという点については、これまでほとんど研究されていなかった。著者はこの量的規定が土地を貸与している土地所有者の側でなされるという結論を得て、過渡的地代は土地所有者が耕作をやめたときにこうむる直接の損失額に等しいと規定している。換言すれば、剰余価値に固定資本減耗部分を加え、経営資本利子を控除した額が地代になるのである。しかも過渡的地代の場合は、資本制地代とは反対に、剰余価値からまず地代が控除され、その残りを借地農業者が取得するという形で分割法則が貫徹することを明らかにしている。

第3に、日本農業では過渡的地代が農地改革以降において典型的にみられることを統計資料および実態調査に基づいて実証し、自作農制下の地代法則を明らかにしている。従来からこの問題について研究が重ねられてきているが、その多くは、借地農側の支払い可能地代額が地代を規定するという立場に立っている。これに対して著者は、土地所有者側の要求地代額が地代を規定するという立場に立って、上記の分割法則の正当性を解明している。

以上のように、本論文は自作農制下の地代に関して理論的・実証的な考察を行い、新知見を加えたものであり、農業経済学の分野に貢献するところが大きい。

よって、本論文は農学博士の学位論文として価値あるものと認める。